法制審議会少年法·刑事法(少年年齢·犯罪者 処遇関係)部会第3回会議配布資料

1 2

論 点 表(案)

論点表 (案)

1 少年法における「少年」の年齢

○ 少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること

【検討の観点】

- ・ 少年保護事件の手続過程並びに少年院及び保護観察における処遇が年長少年に対しても有効に機能している中で、「少年」の年齢を18歳未満とする必要性はあるか。
- ・ 親権に服さない成年者に対して国家が後見的な観点から権利を制限する処分を行うことが正当化できるか(要保護性に基づく保護処分に付すことができるか。)。
- ・ 選挙権を有し、民法上も成年である者が罪を犯したとき、刑事処分ではなく保護 処分に付すこと、軽減された刑を科すこと、推知報道を禁止すること等は、犯罪被 害者・国民の理解を得られるか。
- ・ 「少年」の上限年齢を18歳未満に引き下げると、大人として処罰されるという自 覚を促すことになり、犯罪の抑止、健全育成につながるのではないか。
- ・ 現在行われている働き掛けや処遇等の機会がなくなると、改善更生・再犯防止が 図れないのではないか。

2 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるため の刑事の実体法及び手続法の整備

- 〇 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
- 少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用
- 〇 宣告猶予制度
- 〇 罰金の保護観察付き執行猶予の活用
- 〇 刑の全部の執行猶予制度の在り方

- 〇 保護観察・社会復帰支援施策の充実
- 〇 社会内処遇における新たな措置の導入
- 〇 自由刑の在り方
- 一 若年受刑者に対する処遇原則の明確化,若年受刑者を対象とする処遇内容の充実,少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実
- 〇 施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方
- 〇 社会内処遇に必要な期間の確保
- 〇 若年者に対する新たな処分